

健臓発 0223 第 1 号
平成 23 年 2 月 23 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



非血縁者間末梢血幹細胞移植のあっせんに係る患者負担金の
医療費控除の適用について

骨髄バンク事業の推進につきましては、平素より御理解御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、非血縁者間骨髄移植のあっせんに係る患者負担金については、「非
血縁者間骨髄移植のあっせんに係る財団法人骨髄移植推進財団に支払われ
る患者負担金の医療費控除の取扱いについて（法令解釈通達）」（平成 15
年 12 月 26 日付課個 2-28）において、医療費控除の対象とされてきたところ
です。

今般、非血縁者間末梢血幹細胞移植が導入されたことを踏まえ、これを
受けるために必要なあっせんに係る患者負担金について、非血縁者間骨髄
移植のあっせんに係る患者負担金と同様に医療費控除の対象になると解し
てよいか国税庁課税部審理室長に照会したところ（別紙 1）、同様に医療費
控除の対象になる旨の回答がありました（別紙 2）。

つきましては、貴職におかれましては、上記の取扱いを御了知いただき、
関係者に対する周知等に御配意下さいますようお願いします。

参考として、「非血縁者間骨髄移植及び臓器移植のあっせんに係る患者負
担金の医療費控除の適用について」（平成 15 年 12 月 26 日付健臓発第
1226001 号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）の抜粋を
添付します。